平成27年度 行政監査結果報告書

「災害備蓄品の適正管理と震災直後の対応について」

平成28年4月杉 並区監査委員

目次

第	1	監査の概要	1
	1	監査のテーマ選定の趣旨	1
	2	監査の主な視点	1
	3	監査の実施期間	1
	4	監査対象と対象部局	2
	5	実施方法	2
	(1)説明聴取	2
	(2)実地監査等	2
	(3)書類調査	3
	6	監査対象の概要	3
	(1)震災救援所	3
	(2)災害備蓄倉庫	3
	(3)福祉救援所	5
	(4)医療救護所	5
	(5)主な関係法令等	5
第	2	監査結果	6
	1	災害時に使いやすいよう、資器材は整理整頓されているか	6
	(1)救援所及び倉庫の状況	6
	(2)備蓄品の保管状況	11
	2	備蓄品等の品目の選択・更新や在庫管理、入替補充は適切に行われているが	か. 12
	2	備蓄品の入替・補充	12

3	備蓄品の処分は適切に行われているか	.14
1	備蓄品の再利用	.14
2	備蓄品の廃棄	.14
4	発災直後に備蓄品が必要な被災者等に行き渡る仕組みとなっているか	. 16
(1)救援所等の開設及び運営	. 16
1	震災救援所等の開設	. 16
2	訓練の実施	. 16
(2	2)必要数量の備蓄	.16
1	必要量の確保	. 16
5	備蓄品は、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されたものとなっている	るか
••••		. 17
6	災害協定等	.18
7	備蓄品購入等の契約について	. 18
第3	監査の意見	. 19
1	初動のための照明の確保	. 19
2	備蓄品の保管	. 19
3	備蓄品の選定・在庫管理・入替補充	. 20
4	備蓄品の再利用等	.21
5	救援所等の運営と避難者への備蓄品の配布(活用)	. 21
6	女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した備蓄	. 22
7	その他	. 22

第1 監査の概要

1 監査のテーマ選定の趣旨

東日本大震災から5年が経過し、復興に向けた取り組みが進んでいるものの、いまだに多くの方々が避難生活を余儀なくされている。復興庁の集計によれば、平成28年1月現在、約17万8千人の方々が、1,140の市区町村で避難生活を送っている。このような中で、区民の防災に対する関心は、区民意向調査にも見られるように、東日本大震災以降大きく高まっている。

杉並区では首都直下地震への備えを強化するとともに、被害を最小限に止めるため、防災・減災対策について、ハード・ソフトの両面から検討し、杉並区地域防災計画を策定して、様々な対策に取り組んでいるところである。中でも、震災が発生した際に区が真っ先に取り組むべきことの一つには、震災救援所を立ち上げることであり、その上で備蓄物資等を活用して、震災救援所や医療救護所に避難してきた区民を保護することである。

そこで、震災救援所倉庫や災害備蓄倉庫、福祉救援所、医療救護所など の備蓄物資の管理状況について現状を把握し、即応性・実効性のある物資管 理が行われているか等について監査を実施することとした。

テーマ:災害備蓄品の適正管理と震災直後の対応について

2 監査の主な視点

- ア 震災時に使いやすいよう、資機材は整理整頓されているか
- イ 備蓄品等の品目の選択・更新や在庫管理、入替補充は適切に行われて いるか
- ウ 備蓄品の処分は適切に行われているか
- エ 発災直後に備蓄品が必要な被災者等に行き渡る仕組みとなっているか
- オ 備蓄品は、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されたものとなっているか

3 監査の実施期間

平成27年9月28日から平成28年4月28日まで

4 監査対象と対象部局

災害備蓄品の適正管理と発災直後の対応を主眼に、以下のとおり監査を実施した。

No.	監査対象	対象部局名			
1	震災救援所	在	[7士 ⟨⟨⟨ 書田		
2	災害備蓄倉庫	危機管理室	防災課		
3	福祉救援所	保健福祉部	管理課		
4	医療救護所	杉並保健所	健康推進課		

5 実施方法

(1)説明聴取

災害備蓄の現状や区の考え方、震災発生直後の態勢などについて、危機管理室防災課、保健福祉部管理課、杉並保健所健康推進課から監査委員による説明聴取を行った。

≪説明聴取日:平成27年12月3日≫

(2) 実地監査等

以下のとおり、監査委員による実地監査及び事務局職員による現地調査を実施した。

実施日	対 象
平成 27 年 12 月 7 日	・井草中学校震災救援所
	· 天沼小学校震災救援所
平成 27 年 12 月 9 日 ※	西宮中学校震災救援所、同医療救護所
	· 久我山第二災害備蓄倉庫
	・井草災害備蓄倉庫
	上井草園福祉救援所
平成 27 年 12 月 11 日 ※	和田小学校震災救援所、同医療救護所
	• 和田災害備蓄倉庫
	· 和田第二災害備蓄倉庫
	・和泉サナホーム福祉救援所
平成 27 年 12 月 16 日	・杉並第七小学校震災救援所
	・高井戸第二小学校震災救援所
平成 28 年 1 月 21 日 ※	・井草中学校震災救援所
	・高井戸第二小学校震災救援所

※は監査委員による実地監査を行った。

(3)書類調査

震災救援所等に係る契約関係書類(契約書・請書等)、備蓄品の管理・ 処分に関する書類、災害時の協定等に関する書類等について監査を実施 した。

6 監査対象の概要

区は、東京湾北部地震が冬の18時に風速8mの状況下で発生した場合の被害想定(死者556名、負傷者4,849名、避難生活者114,640名ほか)に基づき、杉並区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)を策定し、震災対策に取り組んでいる。地域防災計画では、「災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対して、宿泊、給食、医療等の救護・援護を実施するため、震災救援所や福祉救援所、医療救護所等を設置する。」としている。

この震災救援所や福祉救援所で使用する寝具や介護・救護用品、食料品等を、基準数量(「基準値」)を定め、震災救援所倉庫(表1参照)や災害備蓄倉庫、福祉救援所倉庫に備蓄している。運営は、震災救援所については、区職員や地域の防災会等で構成する「震災救援所運営連絡会」が行い、福祉救援所は協定先の社会福祉法人等の団体の職員が行うこととしている。

また、災害時に地方公共団体や公共機関、民間団体などの協力を得るため、 防災相互援助協定をはじめ、物品や燃料、労務提供等に関する協定や覚書(以 下「協定等」という。)を交わしている。

(1)震災救援所

地域防災計画によると、震災救援所は、震災時の地域の救援活動の拠点であり、災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対して、宿泊、 給食・救護等を実施するため、区があらかじめ区立の小中学校等 65 か所 を指定し、発災時に開設する施設である。

平成27年10月1日現在、収容可能人員の合計は93,814人である。

震災救援所の倉庫の床面積は、最も広い大宮中学校震災救援所が、約92 ㎡、最も狭い杉並第十小学校が約4 ㎡ (同一敷地内に別に災害備蓄倉庫を設置)で、半数以上の33 か所の震災救援所で施設内に60 ㎡以上の倉庫が確保されている。

倉庫には、震災時に必要となるチェーンソーや油圧ジャッキなどの救助用資材、毛布やおむつなどの生活物資、食糧品等が備蓄されている。

(2) 災害備蓄倉庫

災害備蓄倉庫は、区内に29か所設置し、主に各震災救援所で保管しきれない物品の備蓄、ガソリンなどの危険物を保管している。発災時には、 各震災救援所が搬送手段を確保し、災害備蓄倉庫から必要な物品を震災 救援所に運び込むこととしている。

表 1 震災救援所備蓄品一覧

平成 27 年 10 月 1 日現在

N-	ПА	基準	値	N-	П. А.	基準	値
No.	品名	数量	単位	No.	品名	数量	単位
1	震災救援所セットⅠ・Ⅱ	1	組	53	応急救護セット	1	組
2	ボランティア腕章	200	個	54	聴覚障害者対応セット	1	組
3	震災救援所用ベスト	50	着	55	特殊救急収納袋	5	枚
4	トランジスターメガホン	2	台	56	三脚(アルミ)	1	台
5	台車	1	台	57	コードリール	3	台
6	防水シート (2間×3間)	50	枚	58	投光器(頭・三脚)	3	組
7	防水シート (1.5間×2間)	50	枚	59	懐中電灯	50	個
8	リヤカー	4	台	60	ヘッドランプ	20	個
9	テント (ジャバラタイプ)	2	張	61	ランタン	50	個
10	簡易間仕切	4	組	62	ラジオ	10	台
11	ストーブ一式	1	式	63	携帯電話充電器(手動式)	1	台
12	多言語表示シート	1	₩	64	携帯電話充電器(電池式)	5	台
13	災害用特設公衆電話 (NTT)	3	台	65	乾電池(単一)誘導灯用	8	本
14	クラッカー	3, 850	食	66	乾電池(単三)メガホン用	12	本
15	アルファ米	3, 200	食	67	乾電池 (単三)	320	本
16	おかゆ (3 食分相当)	144	袋	68	バルーン投光機	1	台
17	味噌汁	1, 400	食	69	バルーン投光機用発電機	1	台
18	食料用保存水 (2L)	384	本	70	小型発電機	1	台
19	ミネラルウォーター (2L)	1,800	本	71	発電機 (ガスボンベ式)	1	台
20	粉乳	384	食	72	大型発電機	1	台
21	ほ乳びん	30	本	73	毛布	800	枚
22	わりばし	5,000	膳	74	カーペット	50	枚
23	炊飯器具 (大釜・カマド・バーナー)	2	組	75	エアーマット	400	枚
24	カセットコンロ	20	台	76	救急シート	100	枚
25	ラップ	50	本	77	使い捨てカイロ	1,920	個
26	金属バケツ	30	個	78	タオル	300	本
27	ポリタンク	20	個	79	ウェットティッシュ	1,000	個
28	ポリコップ	4,000	個	80	ポケットティッシュ	2,000	個
29	スタンドパイプセット	1	式	81	箱ティッシュ(1箱50個入)	500	個
30	油圧ジャッキ	2	台	82	トイレットペーパー	192	巻
31	エンジンチェンソー	1	台	83	紙おむつ(大人用)	360	枚
32	スコップ (角)	10	本	83	紙おむつ (子供S・M・L)	400	枚
33	スコップ (剣)	10	本	84	生理用品 (ふつう)	1,000	枚
34	トビクチ	15	本	85	洗い桶	100	個
35	カケヤ	15	本	86	石けん(1箱100個入)	200	個
36	ツルハシ	15	本	87	マンホールトイレ和式	10	台
37	大型バール	15	本	88	マンホールトイレ洋式	5	台
38	大型ハンマー	15	本	89	ペール缶トイレセット	3	組
39	カナテコ	15	本	90	簡易トイレ (サニターⅡ)	20	個
40	オノ	15	本	91	収便袋	600	枚
41	折込のこぎり	10	本	92	ゴミ袋 (90L)	1,000	枚
42	ロープ (2巻1組)	2	巻	93	蓋付バケツ	20	個
43	はしご	1	台	94	トイレ清掃セット	1	式
44	軍手	480	双	95	受水槽セット	1	式
45	防塵マスク	150	個	96	ライター	20	本
46	防塵メガネ	10	個	97	固形燃料 (ヘキサクック)	36	個
47	担架	10	台	98	くん薪(5 k g×4箱)	1	箱
48	万能担架	2	台	99	ボンベ(コンロ 120・発電機 30)	150	本
49	レスキューキャリーマット	5	組	100	ガソリン1% 缶詰	44	缶
50	おんぶ紐	5	本	101	混合ガソリン 1 ½2 缶詰	2	缶
51	車いす	2	台	102	灯油缶詰	60	缶
52	松葉杖	5	組	103	プロパンガス	1	本

(3)福祉救援所

地域防災計画によると、福祉救援所は、特別な支援や介護を必要とし、 震災救援所や二次救援所では生活が困難な災害時要配慮者を臨時的、応 急的に受け入れる施設とされている。

平成27年10月1日現在、特別養護老人ホームなど民間入所施設等12 か所、区立の障害者通所施設5か所の合わせて17か所を、福祉救援所に 指定している。

福祉救援所には、各施設の敷地内に区が設置した倉庫に、折りたたみ式ベッドやおむつ、車いすなどの介護用品のほか、発電機、懐中電灯、災害時要配慮者に合わせた食糧品を備蓄している。

(4) 医療救護所

地域防災計画によると、医療救護所は、発災後 72 時間を経過した後、 医療ニーズが高いが医療機能が復旧していない(診療所等が診察を再開 していない)地域に、状況に応じて設置し、医療救護活動を行う施設で ある。

65 か所の震災救援所のうち 15 か所を医療救護所に指定しているが、 医療資器材については、医療救護所には備蓄せず、災害時における優先 供給の協定に基づき、区内の医薬品卸売販売会社から供給を受けること とされている。

(5) 主な関係法令等

- ① 災害対策基本法
- ② 東京都震災対策条例
- ③ 東京都地域防災計画
- ④ 杉並区防災対策条例
- ⑤ 杉並区災害対策本部に関する規則
- ⑥ 杉並区地域防災計画

第2 監査結果

監査の視点別に監査結果を以下に述べる。

1 災害時に使いやすいよう、資器材は整理整頓されているか

備蓄品は、誰もが分かるよう整理して保管されているか、保管している倉庫は発災時の搬出が安全、かつ、容易に行えるか、などの視点で監査した。

(1) 救援所及び倉庫の状況

① 配置状況と安全性

●震災救援所及び医療救護所

震災救援所及び医療救護所は、小中学校を活用していることから、区内にほぼ均等に配置されている。

耐震性については、平成26年12月1日時点で、すべての区立小中学校が耐震化を完了している。

平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京都の被害想定」に照らし、震災救援所指定施設の所在地について、火災危険度(以下「火災危険度」という。)との関係をみると、「火災危険度4の地域」に3か所、「火災危険度3の地域」に22か所であった。同様に杉並区洪水ハザードマップに照らしてみると、洪水になった場合の浸水予想が「1m以上2m未満の地域」に2か所、「0.5m以上1m未満の地域」に7か所設置されている。(表2参照)

なお、小中学校等の震災救援所自体が被災した場合や、工事中等で震災救援所として開設できない場合、避難者が収容可能人数を超えた場合等に備え、区内の高校、大学などと協定を交わし、22 か所を「震災救援所補助・代替施設」(以下「補助代替施設」という。)に指定している。補助代替施設には、クラッカー及び毛布を備蓄しているが、震災救援所として開設した場合に必要な物品については、他の震災救援所や災害備蓄倉庫の備蓄品を流用することとしている。

表 2 震災救援所収容可能人数と火災危険度等

救援所名	倉庫面積	収容可能 人 員	火 災 危険度	想定浸水	救援所名	倉庫面積	収容可能 人 員	火 災 危険度	想定浸水
杉一小 ●	約37 m²	1,088	4	1	済美小	約64 m²	1, 254	2	4
杉二小 ●	約24 m²	1, 486	2	1	八成小	約32 m²	1,502	2	1
杉三小	約64 m²	1, 144	3	1	三谷小 ●	約14 m²	1, 336	1	2(3)
杉四小	約54 m²	1, 219	3	1	松ノ木小	約19 m²	1,002	2	1
杉六小	約44 m²	1, 167	3	1	高井戸東小	約44 m²	1, 377	2	1
杉七小	約35 m²	1, 216	3	1	久我山小	約61 m²	1, 356	2	1
杉八小	約64 m²	964	3	1(3)	天沼小	約50 m²	1, 557	3	1
杉九小	約64 m²	1, 319	3	1	旧新泉小	約92 m²	_	3	1(2)
杉十小 ●	約 4 m²	2,675	3	1(2)	保育室若杉	約42 m²	1,623	3	1
西田小	約34 m²	1, 514	2	1	高円寺中	約64 m²	1, 246	3	1
東田小	約68 m²	1, 105	4	1(2)	高南中	約35 m²	1, 280	3	1(3)
馬橋小 ●	約40 m²	1, 425	3	1	杉森中	約65 m²	1, 359	3	1
桃一小 ●	約19 m²	1, 535	2	1	阿佐ヶ谷中	約 7 m²	1, 499	3	1
桃二小 ●	約45 m²	1, 404	1	1(3)	東田中	約85 m²	1, 487	3	4
桃三小 ●	約64 m²	1, 419	2	1	松渓中	約67 m²	1,675	2	1(2)
桃四小	約43 m²	1, 449	1	1	天沼中	約58 m²	1, 365	3	1
桃五小 ●	約29 m²	1,626	1	1	東原中	約77 m²	1, 523	2	1
四宮小	約29 m²	1,653	1	2	中瀬中	約70 m²	1, 474	1	1(2)
荻窪小	約54 m²	1,876	2	1	井荻中	約43 m²	1, 799	1	1
井荻小	約64 m²	1, 155	2	1(2)	井草中	約71 m²	2, 063	1	1
沓掛小	約39 m²	1, 397	1	1	荻窪中	約68 m²	1, 251	2	1
高井戸小	約70 m²	1, 962	1	1	神明中	約68 m²	1, 260	2	1(2)
高二小	約62 m²	1, 921	2	1	宮前中	約27 m²	1,633	2	3
高三小 ●	約64 m²	1, 322	3	1	富士見丘中●	約64 m²	1, 470	2	1
高四小	約64 m²	1, 105	3	3	高井戸中	約67 m²	1,640	2	1
松庵小	約64 m²	1, 255	3	1(2)	向陽中	約67 m²	1,534	3	2(3)
浜田山小	約10 m²	1,666	2	1	松ノ木中	約68 m²	1, 244	2	1
富士見丘小	約64 m²	1, 282	2	1	大宮中	約92 m²	1,610	2	1
大宮小	約64 m²	1, 155	2	1	泉南中	約60 m²	1, 293	2	1
堀之内小	約62 m²	1, 548	3	1	和田中	約55㎡	1, 492	2	1
和田小 ●	約56 m²	1, 265	2	1	西宮中 ●	約46 m²	1, 428	2	1
方南小 ●	約63 m²	1,623	4	3	和泉学園 ●	約57㎡	2, 624	2	4
永福小	約59 m²	1,618	2	1					

●印は、医療救護所に指定している震災救援所

※ 火災危険度 東京都による町丁目ごとの火災危険性の度合いを5つのランクに分け、相対的に評価



出典:東京都地震に関する地域危険度測定調査(第7回)

※ 想定浸水 杉並区内で予想される洪水状況シミュレーション。()内は一部。

- 1 0~0.2m未満
- 2 0. 2以上~0. 5m未満(大人の膝までつかる程度)
- 3 0.5以上~1.0m未満(大人の腰までつかる程度)
- 4 1. 0以上~2. 0m未満(1階の軒下まで浸水する程度)
- 5 2. 0以上~5. 0m未満(2階の軒下まで浸水する程度)

●災害備蓄倉庫

災害備蓄倉庫は、区内にほぼ均等に設置されている一方で、震災救援所から離れた場所に設置されているものも少なくない。震災救援所と当該震災救援所の物品が備蓄されている災害備蓄倉庫との距離を、電子地図上に最短ルートを設定して計測したところ、同一敷地内又は隣接して設置される震災救援所は7か所、300m以内が19か所、500m以内が14か所、1km以内が13か所、1kmを超えるものが12か所となっている。災害備蓄倉庫から最も離れている東原中学校震災救援所は、井草災害備蓄倉庫までの距離が約2.3kmであった。(表4参照)

安全性についてみると、耐震性はすべての災害備蓄倉庫が新耐震基準に適合している。火災危険度については、「火災危険度3の地域」に9か所が設置されており、洪水になった場合の浸水予想が「0.5m以上1m未満の地域」に3か所設置されている。(表3参照)

●福祉救援所

福祉救援所は区立の障害者施設5か所のほか、高齢者や障害者のための民間福祉施設12か所を指定している。地域的には区中央部に比較的少ないが、区は実行計画において計画的に整備することとしている。

地震に対する安全性は、いずれの福祉救援所も新耐震基準に適合している。

表 3 災害備蓄倉庫火災危険度等

施設名	推	耐震性等	火 災	浸水	施設名	構造・面積	五4 雪 44 / 次	火 災	浸水
	構造・面積	删展性等	危険度	想定		特垣・川恒	耐震性等	危険度	想定
高井戸	鉄筋 247.15 m²	新耐震適合	2	1(3)	高井戸西	鉄筋 108.35	新耐震適合	1	3
松ノ木	" 149.50	耐震診断済	3	1	善福寺第二	鉄骨 124.15	新耐震適合	2	1
善福寺	<i>y</i> 30.00	耐震診断済	2	1	和泉第二	鉄筋 150.00	新耐震適合	2	2
久我山	" 65.33	耐震診断済	2	1	桃井	" 70.98	新耐震適合	2	1
永福	" 42.52	耐震診断済	2	2	高円寺北	" 156.00	新耐震適合	3	1
和田	" 40.00	耐震診断済	2	1	和田第二	" 165.00	新耐震適合	3	1
成田西	<i>y</i> 90.00	耐震診断済	2	2	阿佐谷南	" 239.32	新耐震適合	3	1
上井草	<i>"</i> 30.00	耐震診断済	1	1	井草	и 299.89	新耐震適合	1	1
下高井戸	" 45.00	耐震診断済	3	2	梅里堀ノ内	" 100.19	新耐震適合	3	1
南荻窪	" 61,09	新耐震適合	2	1	柏の宮公園	" 66.98	新耐震適合	2	1
堀ノ内	<i>y</i> 90.00	耐震診断済	3	3	天沼	" 68.40	新耐震適合	3	1
久我山第二	" 51.67	耐震診断済	2	1	高円寺南	<i>y</i> 50. 73	新耐震適合	3	1
浜田山	" 77.25	耐震診断済	2	1	桃井第二	" 156.00	新耐震適合	1	1
上井草第二	鉄筋 401.82	耐震診断済	1	3	永福第二	" 30. 25	新耐震適合	2	1
松ノ木第二	鉄骨 71.71	新耐震適合	2	1		_			

※ 火災危険度及び想定浸水の凡例は、表2参照

表4 震災救援所から災害備蓄倉庫までの距離

震災救援所	距離	災害備蓄倉庫	震災救援所	距離	災害備蓄倉庫
久我山小学校	0m	久我山	大宮小学校	400m	堀ノ内
和田小学校	0m	和田	泉南中学校	400m	堀ノ内
杉並第二小学校	0m	成田西	大宮中学校	450m	堀ノ内
四宮小学校	0m	上井草	松ノ木小学校	450m	松ノ木第二
荻窪中学校	0m	善福寺第二	高井戸小学校	450m	高井戸西
杉並第十小学校	0m	和田第二	宮前中学校	500m	南荻窪
阿佐ヶ谷中学校	0m	阿佐谷南	高円寺中学校	500m	高円寺南
向陽中学校	50m	下高井戸	桃井第四小学校	550m	善福寺
馬橋小学校	80m	高円寺北	旧新泉小学校	550m	和泉第二
浜田山小学校	100m	浜田山	天沼中学校	550m	天沼
堀之内小学校	150m	松ノ木	高井戸第三小学校	600m	下高井戸
和田中学校	150m	和田	富士見丘中学校	600m	高井戸西
桃井第一小学校	170m	桃井第二	杉並第七小学校	600m	阿佐谷南
高井戸中学校	200m	高井戸	八成小学校	700m	井草
高井戸第二小学校	200m	久我山第二	井荻中学校	800m	上井草第二
井草中学校	200m	上井草第二	桃井第三小学校	800m	善福寺第二
杉並和泉学園	200m	和泉第二	杉並第一小学校	800m	高円寺北
高南中学校	200m	和田第二	杉並第六小学校	800m	阿佐谷南
済美小学校	250m	堀ノ内	東田小学校	850m	松ノ木
西宮中学校	250m	久我山第二	富士見丘小学校	850m	高井戸西
三谷小学校	250m	上井草第二	桃井第二小学校	1.0km	南荻窪
東田中学校	300m	成田西	高井戸第四小学校	1.0km	久我山第二
松ノ木中学校	300m	松ノ木第二	方南小学校	1.0km	和泉第二
井荻小学校	300m	善福寺第二	桃井第五小学校	1.0km	井草
杉並第三小学校	300m	和田第二	松庵小学校	1.1km	善福寺第二
保育室若杉	300m	天沼	杉並第八小学校	1.1km	梅里堀ノ内
高井戸東小学校	350m	高井戸	沓掛小学校	1.1km	桃井第二
永福小学校	350m	永福	西田小学校	1.2km	成田西
荻窪小学校	350m	南荻窪	松渓中学校	1.2km	成田西
杉森中学校	350m	高円寺北	杉並第九小学校	1.3km	高円寺北
天沼小学校	350m	天沼	中瀬中学校	1.3km	井草
杉並第四小学校	350m	高円寺南	東原中学校	2.3km	井草
神明中学校	400m	南荻窪			

^{※「}距離」は、電子地図上に最短ルートを設定して計測したもので、おおよその距離である。

② 備蓄倉庫等の状況

●備蓄品の搬出入

実地監査等を行った震災救援所倉庫及び災害備蓄倉庫においては、倉庫内に通路が確保されているとともに、出入口付近も一定のスペースが確保されており、備蓄品の出し入れが比較的しやすい状態にあった。

備蓄品は倉庫内に整理して保管されていたが、「倉庫内の保管状況が 誰でも一目で分かる配置図」はいずれも作成されていなかった。

また、福祉救援所は、指定している施設の敷地内にプレハブ倉庫を設置し、食料品等を含むすべての備蓄品を保管している。倉庫が狭小であり、倉庫内が整理されていないため、出し入れがしやすいといえる状況にはなかった。敷地内にプレハブ倉庫が設置できない一部の福祉救援所においては、災害備蓄倉庫に保管している。

●倉庫内の照明等

災害備蓄倉庫や震災救援所の校舎内の倉庫には、いずれも蛍光灯などの照明器具が設置されているが、震災救援所の敷地内に設置されているプレハブ等の倉庫や福祉救援所の倉庫については、照明器具は設置されていなかった。また、高井戸第二小学校、天沼小学校、井草災害備蓄倉庫は、自家発電装置が設置されており、停電時も照明が確保できるようになっていた。震災救援所の自家発電装置は、電力負荷にもよるが、72時間以上の運転が可能な分量の燃料が備蓄されている。停電時の備えとして、西宮中学校、杉並第七小学校などでは、倉庫入り口付近に懐中電灯を設置していたが、和田小学校、井草中学校、福祉救援所には、設置されていなかった。(表5参照)

なお、医療救護所は、平成26年度までは併設の震災救援所倉庫に医療資器材を備蓄していたが、発災直後の医療救護活動は「緊急医療救護所」が担うこととしたため、現在は医療資器材の備蓄はしていない。医療救護所を設置した場合に必要な医療資器材は、協定を交わしている区内の医薬品卸売販売会社から、供給を受けることとしている。



杉並第七小学校震災救援所倉庫

倉庫入り口付近に懐中電灯が設置 されている。

表 5 防災倉庫の照明設備の状況 (実地監査等実施分)

備蓄倉庫等	照明設備	自家発電装置	懐中電灯の設置
西宮中学校震災救援所(校舎内)	0	×	0
" (校舎以外)	×	×	0
和田小学校震災救援所(校舎内)	0	×	×
" (校舎以外)	×	×	×
井草中学校震災救援所	0	×	×
高井戸第二小学校震災救援所(校舎内)	0	0	×
" (屋外)	0	0	0
天沼小学校震災救援所	0	0	0
杉並第七小学校震災救援所(校舎内)	0	×	0
" (校舎以外)	×	×	0
久我山第二災害備蓄倉庫	0	×	×
井草災害備蓄倉庫	0	0	0
和田災害備蓄倉庫	0	×	0
和田第二災害備蓄倉庫	0	×	0
上井草園福祉救援所	×	×	×
和泉サナホーム福祉救援所	×	×	×

※○は設置、×は設置されていない

(2) 備蓄品の保管状況

① 備蓄品の整理

実地監査を行った震災救援所倉庫及び災害備蓄倉庫においては、一部のダンボール箱やケースに内容物の記載がないものなどがあったが、おおむね整理整頓されていた。発災直後に震災救援所の立ち上げに使用する「初動セット」や発災直後に使用することが想定される、油圧ジャッキ、チェーンソーなどは、ほとんどの震災救援所が校庭など、外から直接入れる倉庫の取出しのしやすい場所に保管されていたが、高井戸第二小学校では、「初動セット」の一部の物品が校舎内の地下1階倉庫に保管されていた。

福祉救援所においては、備蓄品の総量に対して、倉庫が小さい上に、 実地監査を行った上井草園福祉救援所においては、倉庫内に施設の物品 も混在しているため、備蓄品の数量確認が容易に行える状況ではなかっ た。

② 食料品の保管

震災救援所では、食料品は校舎内の倉庫に備蓄しているのに対し、実地監査を行った福祉救援所では、食料品を含むすべての備蓄品を敷地内に設置した市販のプレハブ倉庫に保管されている。プレハブの倉庫は、温度や湿度が大きく変化することが想定される。また、福祉救援所の備蓄食料品の一覧は、備蓄数量が箱数で記入されており、書類上では何食分が備蓄されているのか確認できなかった。

③ 危険物の保管

ガソリンや灯油などの危険物については、消防法に規定されている少量危険物(ガソリン 2000未満、灯油・軽油 1,0000未満)として、適正に管理されている。また、ガソリンや、灯油などは、震災救援所倉庫での保管は最小限にとどめ、プロパンガスと併せて災害備蓄倉庫に保管されている。なお、災害備蓄倉庫には、震災救援所倉庫等に入りきらない備蓄品や帰宅困難者用の食料品なども保管しているが、実地監査を行った災害備蓄倉庫では、いずれも整理整頓されていた。

2 備蓄品等の品目の選択・更新や在庫管理、入替補充は適切に行われ ているか

備蓄品の選定は、ニーズに合わせて適切に行われているか、また、在庫管理や消費期限が切れる前の入替が適切に行われているか、という視点で監査した。

① 備蓄品の選定

震災救援所の備蓄品の選定方法については、所管課の説明によれば、 「過去の震災の経験、震災救援所運営連絡会や区民の意見を参考にする とともに、担当者が防災用品の展示会などを視察し、防災課内で検討し たうえで、新たな備蓄品やすでに備蓄している物品の性能が向上してい るものへの入替などを行っている。」とのことである。

しかしながら、子供用のおむつは、すべてがテープ式のものであるほか、 6台備蓄されている携帯電話の充電器のうち、スマートフォンに対応し ているのは1台のみであった。

福祉救援所の備蓄品の選定は、施設の職員や「杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会」の意見を聴き、福祉救援所を利用する方の特性に合わせるよう配慮し、震災救援所では備蓄していない物品も備蓄している。例えば、折りたたみ式のベッドやシーツ、介護用の手袋、薬用せっけん、肌着、食器、月齢に合わせた離乳食などである。

② 備蓄品の入替・補充

震災救援所、福祉救援所とも備蓄品の入替・補充は、計画的に行われている。消費期限が定められている食料品等については、期限前に入替が行われているが、福祉救援所で備蓄している介護用おむつについては、所管課が設定している入替時期を経過しているものがあった。

表6 震災救援所備蓄品の入替・再利用・廃棄

	品目	消費	入替 (購入)	備蓄品の再利用	備考	
	アルファ米					
	クラッカー		消費期限の		・防災訓練、震災救援所訓練の際に使用、配布	
食料品	味噌汁	5 年	前年度		・区主催のイベントの際に使用、配布 ・区内地域団体の行事用として配布 ・水防配備態勢、震災配備態勢従事職員用の食事	
品 等	保存水	-			・消費期限切れ直前に消防署等に配布	
	おかゆ	3 年		再利用		
	粉乳	1年		一時的に災害備	・区立保育園、区内の乳児院等の施設へ配布	
	ガソリン			蓄倉庫等で保管	・防災訓練、震災救援所訓練 ・防災課の車両に使用、消防署等へ配布	
燃料	灯油	3 年	消費期限の 年度		・防災訓練、震災救援所訓練 ・区立小中学校	
	混合ガソリン				・防災訓練、震災救援所訓練 ・防災課の車両に使用、消防署等へ配布	
	ウェット ティッシュ	3年			・防災訓練、震災救援所訓練の際に使用、配布 ・区主催のイベントの際に使用、配布	
	電池	10 年				・区内地域団体の行事用として配布 ・区窓口で区民に配布
生活用品	収便袋	7年				
	紙おむつ	- 無	購入後 10 年	廃棄	入替のための備蓄品購入の際に、納入業者が引き取 り廃棄処分	
	生理用品	無	購八後 10 十			
	毛布 担架 車いす ほ乳びん ラジオ ヘッドランプ 懐中電灯 ランタン など		購入後 5~30 年	再利用・廃棄	可能な限り再利用し、再利用できないものは廃棄処分	

3 備蓄品の処分は適切に行われているか

備蓄品の再利用は適切に行われているか、廃棄する場合の手続きは適正に 行われているか、という視点で監査した。

① 備蓄品の再利用

●震災救援所の備蓄品

震災救援所で備蓄している食料品等については、消費期限が切れるおよそ1年前に入替を行い、地域団体が行う行事などに活用されている。 平成26年度は、クラッカーやアルファ米、おかゆ、飲料水等を町会・自治会、地域の防災会、障害者団体など、延べ599団体に配布し、活用した。

また、再利用する物品の在庫管理についても行われている。しかしながら、配布対象となる団体や対象の行事などの基準が、要綱などにより明文化されていないほか、各団体からの活用の申し入れが電話や窓口で口頭により行われることも多く、申請書やその後の決定の経過が、書面で残っていない。

●福祉救援所の備蓄品

民間施設を活用した 12 か所の福祉救援所については、平成 27 年 3 月に一斉に食料品等の備蓄を開始したため、平成 27 年 10 月時点では消費期限が到来しているものはないが、とろみ調整食品など消費期限が迫っているものがある。

保健福祉部管理課で作成している備蓄品一覧によると、消費期限が切れた食料品等は廃棄処分予定としている。なお、区立施設を活用した 5 か所の福祉救援所においては、消費期限が迫った食料品は、施設の行事等に活用することとしている。

② 備蓄品の廃棄

震災救援所の備蓄品は、適宜入替を行い、このうち再利用できない物品については、専門業者に委託して廃棄処分しているが、おおむね適正に処理されている。

平成 26 年度は、ゴザ、さらし、ポリエチレン製水バケツ、炊飯用ポリプロピレン製の袋、組立水槽など、合わせて約 13 トンの備蓄品を入替などに伴い、廃棄処分した。

表 7 備蓄品の入替と再利用

			平成 2	25 年度	平成 2	26 年度	備考	
		購入数	- 88	80	8	80	消費期限のおおよそ1年前に入替	
		町会等	234		882			
クラッカー	-	震災救援所訓練	44		378			
(一箱 70 食)	再利用	総合震災訓練	0	432	0	1, 448		
	用	防災課主催イベント	44		78			
		その他	110		110			
		購入数	1,	168	1,	024	消費期限のおおよそ1年前に入替	
		町会等	894		798			
アルファ米	-	震災救援所訓練	326		249			
(一箱 50 食)	再利用	総合震災訓練	26	1, 250	0	1,047		
	用	防災課主催イベント	4		0			
		その他	0		0			
		購入数	1,	300	1,	088	消費期限のおおよそ1年前に入替	
		町会等	738		581			
保存水 20	_	震災救援所訓練	97		331		水防時に使用しているほか、清掃	
(一箱6本)	再利用	総合震災訓練	0	1,300	26	1, 088	事務所、消防署等に配布	
	用	防災課主催イベント	0		0			
		その他	465	1	150			
		購入数		1		61	3年期限のものを3年で入替	
		町会等	0		36		1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
おかゆ	_	震災救援所訓練	50		45		期限前のもののみ地域に配布	
(一箱 20 食)	再利	総合震災訓練	0	154	0	161	残りは清掃事務所、消防署等に配	
(111 = 1 20)	用	防災課主催イベント	0	<u> </u> 	0		布	
		その他	104		80			
		購入数	46,	200	44,	, 800	品質上の問題は無かったが、変色	
		町会等	0	24, 200	0		していたため区イベント、清掃事	
	_	震災救援所訓練	800		600		務所、消防署等に配布	
味噌汁(食)	再利用	総合震災訓練	0		0	22,800	残りは、廃棄	
	用	防災課主催イベント	200		0			
		その他	23, 200		22, 200			
		購入数	5:	28	5	36	毎年すべて入替	
		町会等	0		0		区立保育園で使用	
粉乳	363	震災救援所訓練	0		0		区内の乳児院等に配布	
(一箱 48 袋)	配布	総合震災訓練	0	1,072	0	528		
	数	防災課主催イベント	0		0			
		その他	1,072		528			
		購入数	23,	000	23,	, 000	3年期限のものを3年で入替	
		町会等	3, 605		8, 730		窓口等で配布	
ウエット	-	震災救援所訓練	0		0			
ティッシュ	再利用	総合震災訓練	0	23,000	0	23,000		
(一袋10枚)	用	防災課主催イベント	1,000		900			
		その他	18, 395		13, 370			
		購入数	(0	5	60	24 年度以前に入替を行った、期限	
		町会等	3, 180		19, 400		切れのものも再利用	
æ\v.	#	震災救援所訓練	0		0			
電池	再利用	総合震災訓練	0	4, 180	0	20, 300		
	用	防災課主催イベント	1,000		900			
		その他	0	1	0			
ガソリン	購入数 再利用		1, (040	1,	220	訓練時、防災課車両に使用	
(10缶)				040		220	消防署等に配布	
	購入数			4		14	訓練時に使用	
混合ガソリン	-						訓練時に使用 消防署等に配布	
(10缶)		再利用		4	44			
灯油		購入数	1, :	310	1,	670	訓練時、小中学校・清掃事務所等	
(10缶)		再利用	1,	310	1,670		で使用	

4 発災直後に備蓄品が必要な被災者等に行き渡る仕組みとなっているか

災害によって住居が倒壊・焼失した被災者等に対して、宿泊、給食等を提供するために必要な物品について、必要量が確保されているか、必要な被災者に提供できる仕組みができているか、という視点で監査した。

(1) 救援所等の開設及び運営

① 震災救援所等の開設

震災救援所は、区職員4名程度を含む「震災救援所運営連絡会」が、 発災時に立ち上げ、運営することになっている。一方、福祉救援所は、 発災時に施設の職員のみで立ち上げ、運営することとしている。

鍵の管理については、震災救援所では、発災時に確実に開設できるよう、「震災救援所運営連絡会」の複数の委員に鍵を預託するとともに、「鍵預託者名簿」を作成し、鍵管理者の情報を共有している。

災害備蓄倉庫では、発災時に速やかに備蓄品を取り出せるよう、倉庫の鍵を防災課が保管しているほか、当該災害備蓄倉庫に物品を保管している各震災救援所の震災救援所倉庫等で保管している。

福祉救援所については、備蓄倉庫の鍵は当該備蓄倉庫を設置している 母体の高齢者や障害者施設で保管しているほか、保健福祉部管理課で保 管している。

② 訓練の実施

震災救援所においては、「震災救援所運営マニュアル」を各震災救援 所で作成するとともに、ほぼすべての震災救援所で毎年訓練を行ってい るが、災害備蓄倉庫まで範囲を広げての訓練は、一部にとどまっている。 福祉救援所においては母体の施設としての訓練は行われているもの の、福祉救援所としての訓練は一部の施設にとどまっている。

医療救護所は、訓練は行われていないが、区が、毎年数回開催している「杉並区災害医療運営連絡協議会」において、病院、消防署、警察、 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と災害医療に関する情報交換等を行っている。

(2)必要数量の備蓄

① 必要量の確保

●基準値どおり備蓄されているか

実地監査等を行った震災救援所、福祉救援所、災害備蓄倉庫の備蓄数量は、高井戸第二小学校や天沼小学校では、備蓄数量が基準値と実際に備蓄している数量が一致しない事例が見受けられたが、おおむね適正であった。また、すべての震災救援所において、食料品やおむつなど、一部の備蓄品が基準値を超える備蓄がされているケースが見受けられた。

●基準値は適正か

震災救援所は、収容可能人数が最少の964人(杉並第四小学校震災 救援所)から最多の2,675人(杉並第十小学校)まで大きな差があるが、 備蓄品は、原則的として同じ品目を同じ数量備蓄している。

毛布の備蓄は、1 所あたり 800 枚となっているが、最も少ない震災救援所の収容可能人数に満たない数である。

また、収容可能人数が最も多い杉並第十小学校震災救援所では、食料品の備蓄数量が十分ではない状況であった。

トイレは、すべての震災救援所に共通してマンホールトイレ10台、ペール缶トイレ3台、簡易トイレ20台が備蓄されている。これに加えて、震災救援所の敷地に専用のマンホールが整備されている井草中学校や高井戸第二小学校などには、専用のマンホールトイレが備蓄されている。これらを合わせると、杉並第十小学校以外は、国土交通省がガイドラインで示している目安(避難者75人に1基)の備蓄を上回っている。なお、井草中学校のマンホールトイレ用のマンホールの周辺の土が削り取られ、トイレの設置が困難な状況であった。

福祉救援所においては、浴風会福祉救援所以外は備蓄数量の算定基礎となる避難者の想定人数(収容可能人員)が、算定されていない。そのため、備蓄品が適正数量確保されているかの確認はできなかった。

② 備蓄品の在庫管理と保守・点検

一部の震災救援所で、訓練の際に備蓄品の在庫数量の確認を行った例はあるものの、震災救援所全体として、また、定期的にも数量確認は行われていなかった。また、福祉救援所においても、備蓄品の定期的な数量確認は行われていなかった。

備蓄品の動作確認や保守・点検は、震災救援所の発電機やチェーンソーなど一部の物品については、専門業者への委託により行われていたが、投光機などの照明器具類や組み立て式の備品等の動作確認については、定期的・制度的には行われていない。

5 備蓄品は、女性や乳幼児、高齢者、障害者などに配慮されたものと なっているか

備蓄品は、女性や乳幼児、高齢者、障害者、アレルギーのある方などに配慮して選定しているか、を視点に監査した。

① 備蓄品の選定

震災救援所には、車いすや杖、おむつ、生理用品など高齢者や障害者、女性、乳幼児に配慮した物品が、一定程度備蓄されているが、女性に特に配慮した備蓄品といえるものは、生理用品のみである。また子供用のおむつは、S・M・Lの3サイズを備蓄しているが、すべてがテープ式の通常タイプのもので、履かせるタイプや夜間用(長時間吸水タイプ)のものは備蓄されていない。

食料品については、おかゆや粉乳など、高齢者や障害者、乳幼児等に配慮した備蓄がされている。また、平成26年度からは、備蓄品の入替の際に、アルファ米の一部をアレルギー対応のもの(特定原材料等27品目が使用されていない)に切り替えるなどの改善が図られていたが、所管課で保管している備蓄品一覧にはアレルギー対応食品である旨の記載がされていなかった。

福祉救援所においては、想定する避難者の特性に合わせて、介護用の 手袋や薬用せっけん、お尻拭き、折りたたみ式のベッドなどが備蓄され ているほか、高齢者や障害者、乳幼児用の食料品として、おかゆや月齢 別の離乳食などが備蓄されている。また、すべての福祉救援所にアレル ギー対応の食料品が備蓄されているが、震災救援所と同様に所管課で保 管している備蓄品一覧には、アレルギー対応食品である旨の記載がされ ていなかった。

6 災害協定等

災害時に各機関の協力を得るため、防災相互援助協定をはじめ、食糧や燃料の供給、医療、炊き出しの労務提供、し尿処理、用地の提供、寝具等の物資、医薬品等の提供など、様々な分野に渡って協定を交わしている。発災直後に必要な物資や労務提供などについては、おおむね網羅されているが、協定書には、一部訓練等の実施について記載されているものの、所管課においては、協定先の団体が訓練を実施しているか把握していない。

福祉救援所の協定では、「協定の対象となる施設は、予め協議して決定した部分」としているが、協議の結果が書面で残されていないため、福祉救援所として使用する部分が確認できなかった。また、訓練を実施している福祉救援所は、一部であるとの説明であるが、施設側に報告を求めていないため、正確には把握されていない。

7 備蓄品購入等の契約について

震災救援所及び福祉救援所の備蓄品の購入等の契約関係書類を監査した 結果、年度末に契約が集中している傾向が見受けられるものの、おおむね適 正に処理されていた。

第3 監査の意見

今回、「災害備蓄品の適正管理と震災直後の対応」を監査テーマとして 取り上げ、所管部局に対する説明聴取、実地監査、資料調査等を行った結果、 以下のとおり検討すべき事項が見受けられた。

1 初動のための照明の確保

今回、実地監査を行った倉庫の中には、照明が備えられていないものが 見受けられた。災害は、いうまでもなく、昼間に起こるとは限らない。 夜間発災し、停電した暗い中、手探りで救助活動などを開始せざるを得 ない事態も考えられる。

夜間、震災救援所倉庫や災害備蓄倉庫にたどり着き、開錠する際、速やかに照明を点けられるか否かで、初動の立ち上がりが決定的に違ってくる。したがって、懐中電灯や照明設備は、多少冗長なくらい用意しておいてよいものと考える。

2 備蓄品の保管

① 震災救援所等の備蓄品の保管場所

●震災救援所

震災救援所の備蓄品は、震災救援所倉庫と災害備蓄倉庫に保管されているが、65 か所の震災救援所のうち、約4割にあたる25 か所は災害備蓄倉庫まで500m以上離れている。災害備蓄倉庫までの距離が最大の東原中学校震災救援所においては、井草災害備蓄倉庫まで約2.3kmである。また、幹線道路や踏み切り、川などを越えなければならないケースも少なくない。

震災救援所は、震災直後に速やかに立ち上げる必要があること、地震 発生直後は、道路の通行が困難になることが予想されることなどから、 備蓄品は、震災救援所の同一敷地内で保管することが望ましい。

校舎内にスペースを確保することや、学校の敷地内に新たな倉庫を設置する場所を確保することは、難しい場合もあろうが、計画的に改善を図ることを要望する。

また、災害備蓄倉庫から震災救援所への備蓄品の輸送は、現在「震災救援所運営連絡会」が行うこととしているが、上記の改善が図られるまでの間、特に災害備蓄倉庫が遠隔の震災救援所における輸送については、適当な支援策を検討されたい。

●福祉救援所

福祉救援所においては、平成27年3月からすべての福祉救援所に食料品を備蓄しているが、保管している倉庫は、市販の物置タイプのものを施設の敷地に設置したもので、夏場は、倉庫内が摂氏40度を超える事態となることも想定され、食料品の長期の保管に適しているとはいえない。早急に改善策を講じられたい。

3 備蓄品の選定・在庫管理・入替補充

① 備蓄品の選定・入替・補充

震災救援所の備蓄品の選定・入替・補充については、食料品や飲料水、発電機、ランタンなどの物品について、区民ニーズや最新の動向を反映して、アレルギー対応のものへの切替や、消費年限が長いもの、小型・軽量化したものに切り替えるなどの改善が図られていると評価できるが、一部の物品については、改善が必要なものがある。例えば、携帯電話の充電器が、手動式、電池式合わせて6台備蓄されているが、そのうちスマートフォンに対応しているのは、1台のみである。また、トイレについては、数は確保されているものの、介助が必要な方や、女性への配慮が十分なものとはいえず、改善が必要である。

備蓄品は、社会情勢の変化や使用する区民のニーズ、使用場所などを配慮した上で選定し、計画的に入替を行う必要がある。東日本大震災から5年が経過し、この間の防災用品の進歩は目覚しいものがあり、小型(省スペース)・軽量化、高機能化が進んでいる。区民や専門家、東日本大震災の被災地の自治体職員など、多くの関係者の意見を参考にして、計画的に見直しを進め、備蓄品の充実に努められたい。

② 備蓄品の定期的な点検

震災救援所及び福祉救援所の備蓄品は、いずれも定期的な在庫数量の確認が行われていない。また、機器の動作確認や保守点検についても、発電機やチェーンソー、灯油ストーブについては、専門業者に委託し、行われていたが、他の物品については、点検や動作確認などが十分に行われていない状況である。

各震災救援所の訓練等の機会を捉えるなどして、在庫数量の確認、備蓄品の点検や動作確認を行う仕組みづくりが必要である。

関係者の意見を聴きながら、改善に努められたい。

4 備蓄品の再利用等

① 備蓄品の再利用の適正化

●震災救援所

震災救援所で備蓄している食料品等については、消費期限の切れるおおよそ1年前に入替を行い、処分する備蓄品は、地域団体等が行う行事や防災訓練等に活用されている。

アルファ米やクラッカー、飲料水などは、ほぼ100%が再利用されており、一部の都府県や政令市が備蓄食料品を廃棄処分していることに比して、大いに評価できるものである。

一方、手続きについては、対象団体や対象の行事などの基準が明確になっていないほか、各団体からの申請、その後の区としての決定の手続きが 書面で残っていないなど、今後に向けて改善が必要な部分がある。

震災救援所の備蓄品は、公費で取得した区民の財産であり、公正、かつ、 適正な取り扱いが求められる。また、今後は購入した備蓄品をどのように 再利用しているか、書面で残す必要がある。早急な改善を望むものである。

●福祉救援所

福祉救援所においては、平成27年3月に備蓄を開始した食料品の消費期限が迫った場合の処分について、区立施設は、施設の行事などに活用するとしているが、民間施設については、廃棄処分としている。

備蓄品は公費で購入したものであり、安易に廃棄すべきものではない。 できる限り、有効に活用するよう改善を図られたい。

5 救援所等の運営と避難者への備蓄品の配布 (活用)

① 備蓄品の適正数量の確保

震災救援所は施設の規模により、収容可能人数が大きく異なるにもかかわらず、原則としてすべての震災救援所の備蓄の基準値を同一物品・同一数量とし、この基準値に合わせて備蓄している。このため、収容可能人数と比較すると、すべての震災救援所で毛布などの寝具の備蓄が不足しているほか、杉並第十小学校震災救援所においては、トイレの備蓄は国土交通省が、ガイドラインの中でひとつの目安として示している「75人に1基」を下回る結果となっている。また、避難者等の1日分を目安に備蓄することとしている食料品等についても、杉並第十小学校震災救援所では、収容可能人数分の数量が確保されていない。

備蓄空間の確保という課題はあるが、収容可能人数を考慮した備蓄を行うよう、改善するとともに、収容可能人数の算定方法についても、検証されたい。

6 女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した備蓄

女性や乳幼児、高齢者、障害者、アレルギーのある方に配慮した物品は、一定程度備蓄されている。しかしながら、女性に特に配慮したものといえる備蓄品は、生理用品のみである。清拭剤や除菌・消臭剤などを備蓄品に加えることも検討されたい。

また、一例であるが、子供用のおむつについても、個々の乳幼児の月齢等によっては、履かせるタイプや夜間用のおむつが必要となるので、備蓄を検討されたい。

備蓄品の選定にあたっては、女性や乳幼児、高齢者、障害者等に配慮する 必要があり、関係者や専門家などの意見を聴き、更新・充実に努めていくこ とが重要である。

総じて、震災時に特に配慮が必要な避難者に対しては、避難者の特性に合わせて震災救援所の運営の中で、適切な対応が図られるよう努められたい。

7 その他

① 福祉救援所の指定と運営

福祉救援所は、民間福祉施設との協定による指定を積極的に推進する とともに、区立の障害者施設の活用などにより、この 10 年間で 17 か所 を指定している。平成 26 年度に指定した 2 か所の備蓄品の購入等に要し た経費は、7 百万円を超えている。

しかしながら、ほとんどの福祉救援所では、使用する施設の範囲や受け 入れ人数を定めておらず、また各福祉救援所の運営マニュアルが未整備で ある。少なくとも目安となる人数は定めておくことが望ましい。

計画的に福祉救援所の指定数を増やしたことについては、評価することができるが、実効性のある福祉救援所となるよう、今後は質の充実にも努められたい。

② 医療救護所の役割と今後のあり方について

医療救護所は、平成24年11月に「東京都地域防災計画」が見直されたことに伴い、その役割が改められ、発災後72時間を経過した後も、医療ニーズが高く医療機能が復旧していない(診療所等が診察を再開していない)地域に、状況に応じて設置する施設となった。そのため、以前は備蓄していた、聴診器や血圧計、蘇生用具、吸引用具、気管挿管用具など様々な医療資器材は、現在備蓄されていない。こうした状況を踏まえ、医療救護所の今後のあり方について検討されたい。

③ 協定の実効性の確保

災害時に各機関の協力を得るため、食糧や燃料の供給、医療、炊き出しの労務提供、し尿処理、用地の提供や寝具等の物資、医薬品等の提供など、様々な分野に渡って協定を交わしている。しかしながら、協定先と合同の訓練などはほとんど行われていない状況で、いざ発災したときに効果的に機能するか、十分に確認されていない。

協定先とは、定期的な情報交換や発災時のシミュレーションを行うなど、 協定の実効性の向上に努められたい。

④ 第二次救援所について

地域防災計画によると、震災救援所で避難生活を送ることが極めて困 難な方が避難生活を送る避難所として、区民センター7か所を第二次救援 所に指定している。

しかしながら、第二次救援所の備蓄品は、クラッカー、アルファ米、飲料水が災害備蓄倉庫に保管されているだけで、寝具やトイレ、乳幼児や高齢者、障害者用の備蓄はされていない。また、救援所マニュアルも整備されておらず、訓練も実施されていない状況である。

これに加えて、区は、平成28年3月31日付で、区民センター7か所を 災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」に指定したと ころである。

災害時要配慮者が避難生活を送る場としては、平成 18 年から整備を進めている「福祉救援所」が一定程度確保されつつある。

以上の点を踏まえ、第二次救援所の今後のあり方について検討されるよう要望する。

⑤ 防災機能の強化

震災救援所と災害備蓄倉庫との距離の短縮や防災施設のスペース拡充 などを図るためには、全区的な検討が欠かせない。

地域防災力の向上や防災機能の強化に向けて「杉並区区立施設再編整備計画」や「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」の改定に合わせて検討するなど、計画的に着実な改善が図られるよう要望する。

東日本大震災などの貴い経験に照らして、震災救援所での避難生活は、ある程度 長期化することも想定しなければならない。今後は、震災救援所における「生活の 質の確保」が重要な観点になると考える。

そのためにも、災害備蓄品の適切な選定・管理が行われるよう、引き続き、着実な改善が進められることを期待する。

〔資料編〕

- 1 杉並区防災対策条例
- 2 杉並区震災救援所一覧
- 3 杉並区福祉救援所一覧
- 4 杉並区医療救護所一覧
- 5 杉並区協定先一覧
- 6 地図で見る震災救援所と災害備蓄倉庫の関係図

杉並区防災対策条例

平成14年3月19日 条 例 第 9 号

改正 平成25年3月21日条例第11号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 区、区民及び事業者の責務

第1節 区の責務(第4条―第6条)

第2節 区民の責務(第7条)

第3節 事業者の責務(第8条)

第3章 防災に関する組織

第1節 杉並区防災会議 (第9条-第12条)

第2節 杉並区災害対策本部 (第13条·第14条)

第4章 予防対策

第1節 防災まちづくりの推進 (第15条-第17条)

第2節 初期消火設備の整備(第18条)

第3節 啓発活動及び教育の推進(第19条-第21条)

第4節 防災訓練(第22条)

第5節 自主防災組織 (第23条)

第6節 要援護者に対する施策 (第24条)

第7節 ボランティアへの支援(第25条)

第5章 応急対策

第1節 応急体制等の整備 (第26条-第28条)

第2節 避難及び救援(第29条・第30条)

第3節 帰宅困難者対策 (第31条·第32条)

第6章 復興対策(第33条)

第7章 委任(第34条)

附則

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、多くの貴重な教訓を私たちに残しました。その一つに、行政の初期活動の限界と地域における住民活動の重要性が挙げられます。災害から1人でも多くの生命や財産を守るためには基礎的自治体である杉並区が持てる能力のすべてを挙げて災害に立ち向かうという姿勢の下に、区民や事業者が「自らの生命は自らが守る」という自助と「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方に立ち、「公助・自助・共助」の三位一体で取り組むことが、これからの防災対策を進める上で大切なことです。

この取組は、杉並区21世紀ビジョンに掲げる区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ(協働)の考え方に基づくものです。

防災対策の基本は「災害に強いまちづくり・人づくり・仲間づくり」であるとの共通認識に立ち、 地域の防災力を向上させていくため、杉並区が区民と事業者と協働し、「みどりの都市杉並」とそ こに住まう区民の生命や財産を守るという決意を表明するとともに、総合的な防災対策を推進する 指針を示すため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策における杉並区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 災害 地震、豪雨、大規模な火事等により生ずる被害をいう。
 - (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の 復旧・復興を図ることをいう。
 - (3) 防災関係機関 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
 - (4) 自主防災組織 法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

- 第3条 区長は、区民の安全を確保し、災害を最小限にとどめるための最大の努力を払わなければ ならない。
- 2 区民及び事業者は、自らの生命は自らが守るという考え方及び自分たちのまちは自分たちで守るという考え方の下に、地域の防災力の向上に努めなければならない。
- 3 区長、区民及び事業者は、その持てる能力を生かし、それぞれの役割を果たし、及び協働する ことにより、すべての区民が安心して暮らすことができる安全で災害に強いまちづくりを推進す るよう努めなければならない。

第2章 区、区民及び事業者の責務

第1節 区の責務

(区長の基本的責務)

- 第4条 区長は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、及び防災体制を整備しなければならない。
- 2 区長は、国、東京都(以下「都」という。)及び関係区市町村との連絡調整を行うとともに、 区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携及び協力に平常時から努めなければなら

ない。

(地域防災計画の実施)

第5条 区長は、法第42条第1項の規定により作成された杉並区地域防災計画(以下「地域防災計画」という。)に基づき、防災対策の的確かつ円滑な実施を推進するものとする。

(区の職員の責務)

第6条 区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識及び技術の習得に努めるととも に、地域における自主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第2節 区民の責務

- 第7条 区民は、基本理念にのっとり、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力 し、その地域の住民の安全の確保に努めなければならない。
- 2 区民は、次に掲げる事項その他の必要な事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努 めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
 - (2) 食糧、飲料水等生活必需品の備蓄
 - (3) 初期消火に必要な用具の準備
 - (4) 避難経路、場所及び方法についての確認
 - (5) 防災に関する知識及び技術の習得
- 3 区民は、区長その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、地域における自 主的な防災対策活動に参加するよう努めなければならない。

第3節 事業者の責務

- 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任に基づき、 その管理する施設並びに従業員、事業所に来所する顧客及び事業所の周辺地域における住民(以 下「従業員等」という。)の安全の確保に努めなければならない。
- 2 事業者は、区民、自主防災組織等との連携及び協力を図るとともに、区長その他の行政機関が 実施する防災対策事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければ ならない。

第3章 防災に関する組織

第1節 杉並区防災会議

(所掌事務)

- 第9条 法第16条第1項の規定に基づく杉並区防災会議(以下「防災会議」という。)は、次に掲 ばる事務をつかさどる。
 - (1) 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 一部改正 [平成25年条例11号]

(組織)

- 第10条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 区の職員
 - (2) 区議会議員
 - (3) 消防団長
 - (4) 自主防災組織を構成する者
 - (5) 都知事の部内の職員
 - (6) 警視庁及び東京消防庁の職員
 - (7) 陸上自衛隊の隊員
 - (8) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員
 - (9) 法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員
 - (10) 公益的事業を営む団体の役員又は職員
 - (11) 学識経験のある者
- 6 前項の委員の総数は、35人以内とする。
- 7 第5項第4号及び第9号から第11号までの委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 9 前項の専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 一部改正〔平成25年条例11号〕

(会議の公開)

第11条 防災会議の会議は、公開とする。ただし、防災会議の議決があったときは、非公開とする ことができる。

(議事等)

第12条 前3条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に 諮って定める。

第2節 杉並区災害対策本部

(組織)

第13条 法第23条の2第1項の規定に基づく杉並区災害対策本部(以下「本部」という。)に本部 長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。
 - 一部改正〔平成25年条例11号〕

(職務)

- 第14条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮 監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

第4章 予防対策

第1節 防災まちづくりの推進

(防災まちづくりの推進)

- 第15条 区長は、道路、河川、公園等都市基盤整備の施策を通じて、災害に強いまちづくりを総合 的に推進するものとする。
- 2 区長は、前項の目的を達成するため、地域防災計画に基づき、防災まちづくり計画を策定するものとする。

(公共施設等の安全性の確保)

第16条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに附属する施設 の耐震性及び耐火性を強化し、その安全性を確保するものとする。

(民間建築物等の安全性の向上)

第17条 区長は、民間建築物等の耐震性及び耐火性の確保並びに落下物の防止のため、調査又は適切な助言若しくは指導に努めなければならない。

第2節 初期消火設備の整備

第18条 区長は、区民の協力により火災の延焼を初期に防止するため、別に定める設置基準に従い、 街頭消火器を設置し、常に良好な状態を維持しなければならない。

第3節 啓発活動及び教育の推進

(知識の普及及び情報の提供)

第19条 区長は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

(防災教育の推進)

第20条 区長は、学校教育及び社会教育を通じて防災教育の充実に努めるとともに、自主防災組織、 消防団等が行う防災教育に対し支援を行うよう努めなければならない。

(区民防災の日)

第21条 区民の防災意識及び防災対策活動を行う意欲を高めるため、区民防災の日を設ける。

2 区民防災の日は、8月27日から9月5日までの毎日とする。

第4節 防災訓練

- 第22条 区長は、都、防災関係機関等と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。
- 2 防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、別に定める。

第5節 自主防災組織

- 第23条 区長は、自主防災組織の育成のため、資器材等の助成、研修の実施、防災意識の啓発その 他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 2 区長は、自主防災組織の活動の促進を図るため、地域の防災リーダー(自主防災組織の行う出 火防止、初期消火、救出及び応急手当等の防災対策活動において、適切な指示を与える等中心的 役割を担う者をいう。)の育成に努めなければならない。
- 3 区長は、自主防災組織、消防団その他災害時に支援活動を行う団体等が一体的かつ効果的な活動を行えるようネットワークづくりの促進に努めなければならない。

第6節 要援護者に対する施策

- 第24条 区長は、高齢者、障害者その他の災害時において特に援護を要する者(以下「要援護者」 という。)に配慮した施策を講じ、及び支援体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 区民及び事業者は、地域において要援護者が安心して暮らすことができるよう配慮に努めなければならない。

第7節 ボランティアへの支援

第25条 区長は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、資器 材及び活動拠点の提供等活動環境の整備に対して必要な支援を行うとともに、ボランティアの育成に努めなければならない。

第5章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(応急体制の整備)

第26条 区長は、災害時における避難及び救援を円滑に行うため、必要な体制を確立し、並びに資 器材及び施設を整備するものとする。

(情報連絡体制の整備)

第27条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ、災害に関する情報の収集及び連絡の体制並びに 災害時に的確な情報を区民に周知する方法を整備しなければならない。

(他の地方公共団体等との協定の締結)

第28条 区長は、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し災害時に迅速かつ的確に協力の

要請を行うため必要があると認めるときは、あらかじめ協定を締結するものとする。

第2節 避難及び救援

(活動拠点の確保等)

- 第29条 区立小中学校は、災害時における地域の避難及び救援の活動拠点とする。
- 2 区長は、前項の活動拠点を救援所として活用するため、その環境の整備に努めなければならない。
- 3 区長は、避難及び救援活動並びに救援所の運営が円滑に行われるよう必要な体制の確立に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立等)

第30条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が救援所及び広域的な避難場所に安全に避難する ため必要な避難路の確保に努めるとともに、あらかじめ避難誘導の方法を確立し、周知しなけれ ばならない。

第3節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第31条 通勤先、通学先等から徒歩により容易に帰宅することが困難な者(以下「帰宅困難者」という。)は、災害時における安全な帰宅を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、 家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第32条 区長は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の 区市町村と連携を図り、帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を講ずるよう努めなければならない。

第6章 復興対策

- 第33条 区長は、災害により区内に重大な被害が発生した場合、国、都、防災関係機関等と連携し、 被災地の復興に努めなければならない。
- 2 区長は、被災地の復興及び区民生活の再建を円滑に行うため、あらかじめ、復興体制を確立し、 及び復興計画を策定するものとする。

第7章 委任

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 杉並区防災会議条例(昭和38年杉並区条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 旧条例の規定に基づく防災会議は、この条例の規定に基づく防災会議となり、同一性をもって 存続するものとする。

4 杉並区災害対策本部条例(昭和38年杉並区条例第9号)は、廃止する。

附 則 (平成25年3月21日条例第11号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第5項第4号の改正規定、同項に1号を加える改正規定及び同条第7項の改正規定は、平成25年4月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区防災対策条例第 10条第5項第4号の委員である者は、一部施行日にこの条例による改正後の杉並区防災対策条例 (以下「新条例」という。)第10条第5項第4号の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。
- 3 一部施行日以後に委嘱する新条例第10条第5項第11号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

杉並区震災救援所一覧

収容可能人員は、各震災救援所の普通教室、特別教室(4割を利用可能と想定)及び屋内運動場に収容するものとし、3.3㎡当たり2人として算出

0.011	[当たり2人として昇出				
救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能 人員(人)	補助・代替施設
	杉一小震災救援所	阿佐谷北1-5-27	(3338) 8367	1088	
	杉二小震災救援所	成 田 西3-4-1	(3313) 0564	1486	
	杉四小震災救援所	高円寺北2-14-13	(3339) 5241	1219	都立豊多摩高校
冏	杉七小震災救援所	阿佐谷南 3-19-2	(3392) 6328	1216	(成 田 西 2 - 6 - 18)
佐公	西田小震災救援所	荻 窪1-38-15	(3392) 6828	1514	
佐谷救援隊本隊	東田小震災救援所	成 田 東1-21-1	(3313) 1464	1105	都立杉並高校
援隊	馬橋小震災救援所	高円寺北4-28-5	(3330) 3411	1425	(成 田 西4-15-15)
本際	高円寺中震災救援所	高円寺北1-4-11	(3389) 1581	1246	
PA	杉森中震災救援所	阿佐谷北5-45-24	(3330) 3431	1359	(私)高千穂大学・大学院
	阿佐ヶ谷中震災救援所	阿佐谷南 1-17-3	(3314) 2261	1499	(大 宮2-19-1)
	東田中震災救援所	成 田 東3-19-17	(3313) 1461	1487	
	松溪中震災救援所	荻 窪2-3-1	(3392) 7328	1675	
	桃一小震災救援所	桃 井2-6-1	(3390) 3178	1535	
	桃五小震災救援所	下 井 草4-22-4	(3390) 3188	1626	
井草救援隊本隊	四宮小震災救援所	上 井 草2-12-26	(3390) 3147	1653	
救	沓掛小震災救援所	清 水3-1-9	(3390) 4158	1397	都立杉並工業高校
隊上	八成小震災救援所	井 草2-25-4	(3399) 3138	1502	(上 井 草4-13-31)
本 隊	東原中震災救援所	下 井 草1-28-5	(3390) 0148	1523	
	中瀬中震災救援所	下 井 草4-3-29	(3399) 2196	1474	
	井荻中震災救援所	今 川 2 -13-24	(3399) 0148	1799	
	高三小震災救援所	下高井戸4-16-24	(3302) 0181	1322	(私) 佼成学園
永短	浜田山小震災救援所	浜 田 山4-23-1	(3313) 1564	1666	(和 田 2 - 6 - 29)
和息	旧新泉小震災救援所	和 泉1-44-26	(3322) 4251		(私)日本大学鶴ヶ丘高校
永福和泉救援隊本隊	方南小震災救援所	方 南1-52-14	(3322) 7661	1623	(和 泉2-26-12)
版 隊	永福小震災救援所	永 福2-16-33	(3322) 7391	1618	(私)専修大学附属高校
本隊	向陽中震災救援所	下高井戸3-24-1	(3302) 2989	1534	(和 泉4-4-1)
	泉南中震災救援所	堀 ノ 内1-3-1	(3313) 2361	1293	(私) 明治大学(和泉校舎)

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能 人員(人)	補助・代替施設
	杉 並 和 泉 学 園 震 災 救 援 所	和 泉2-17-14	(3322) 7671	2624	(永 福1-9-1)
	杉九小震災救援所	本天沼1-2-19	(3390) 0167	1319	都立荻窪高校
荻	桃二小震災救援所	荻窪 5 -10-25	(3392) 6728	1404	(荻 窪5-7-20)
荻窪救援隊本隊	天沼小震災救援所	天沼 2-46-3	(3392) 6428	1557	(私) 日本大学第二高校
援	天沼中震災救援所	本天沼 3-10-20	(3390) 0161	1365	(天 沼 1 -45-33) (私)文化学園大学杉並高校
本	保育室若杉震災救援所	天沼 3-15-20	(3391) 6533	1623	(阿佐谷南 3 -48-16)
豚	神明中震災救援所	南荻窪 2 -37-28	(3333) 7428	1260	(私) 中央大学杉並高校 (今 川 2 - 7 - 1)
	杉三小震災救援所	高円寺南1-15-13	(3314) 1564	1144	
	杉六小震災救援所	阿佐谷南 1-24-21	(3314) 2164	1167	
	杉八小震災救援所	高円寺南 2-40-24	(3314) 2264	964	(私)東京立正高校
	杉十小震災救援所	和田3-55-49	(3313) 1364	2675	(堀 ノ 内2-41-15)
高田	大宮小震災救援所	堀ノ内1-12-16	(3313) 2164	1155	(私)杉並学院
円寺救援隊本隊	堀之内小震災救援所	堀ノ内3-24-11	(3313) 2264	1548	(松) 杉亚子院 (阿佐谷南 2 —30—17)
双 援	和田小震災救援所	和田2-30-21	(3383) 2425	1265	
隊本	済美小震災救援所	堀ノ内1-17-24	(3313) 2364	1254	(私) 光塩女子学院
隊	松ノ木小震災救援所	松ノ木1-2-26	(3313) 2464	1002	(高円寺南 2 -33-28)
	高南中震災救援所	和田3-40-10	(3313) 1361	1280	(HI) 1 1 HI 2 00 20)
	松ノ木中震災救援所	松ノ木1-4-1	(3313) 1561	1244	 (私)女子美術短大
	大宮中震災救援所	堀ノ内1-16-38	(3313) 2161	1610	(和 田1-49-8)
	和田中震災救援所	和田 2-21-8	(3383) 2428	1492	(,,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

救援隊	施設名	所在地	電話	収容可能 人員(人)	補助・代替施設
高井戸救援隊本隊	获窪小震災救援所 高井戸小震災救援所 高二小震災救援所 高四小震災救援所 松庵小震災救援所 富士見丘小震災救援所 高井戸東小震災救援所 久我山小震災救援所	宮前2-13-18 高井戸西2-2-1 久我山4-49-1 西荻南1-8-16 松庵2-23-24 上高井戸2-16-13 高井戸東1-12-1 久我山5-18-7	(3333) 6628 (3333) 7628 (3333) 7728 (3333) 7828 (3333) 7928 (3333) 7028 (3304) 5711 (3331) 3631	1876 1962 1921 1105 1255 1282 1377 1356	都立西高校 (宮 前 4 - 21 - 32) 都立杉並総合高校 (下高井戸 5 - 17 - 1) (私) 国学院大学久我山高校
隊	宮前中震災救援所 富士見丘中震災救援所 高井戸中震災救援所 西宮中震災救援所	宮前 2 -12-1 久我山 2 -20-1 高井戸東 1 -28-1 宮前 5 - 1 -25	(3333) 8728 (3333) 8928 (3302) 1762 (3333) 8828	1633 1470 1640 1428	(久 我 山1-9-1) (私) 立教女学院 (久我山4-29-23)
西荻救援隊本隊	桃三小震災救援所 桃四小震災救援所 井荻小震災救援所 三谷小震災救援所 井草中震災救援所 获窪中震災救援所	西荻北2-10-7 善福寺3-3-5 善福寺1-10-19 上井草3-14-12 上 井草3-20-11 善福寺1-8-3	(3399) 3135 (3390) 3185 (3390) 3141 (3390) 3144 (3399) 0196	1419 1449 1155 1336 2063 1251	都立農芸高校 (今 川 3-25-1) (私) 東京女子大学 (善 福 寺 2-6-1)
	計	65カ所		93, 814	

[※] 区は、平成27年4月に新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校を統合し、施設一体型の小中一貫教育校「杉並和泉学園」を設置した。 震災救援所は、杉並和泉学園震災救援所と旧新泉小学校震災救援所となり、計66か所から65か所となった。 旧新泉小学校震災救援所の収容可能人員については、工事中のため算定を行わない。

(平成27年10月1日現在)

杉 並 区 福 祉 救 援 所 一 覧

平成27年10月1日現在

		施設名	所在地	平成27年10月1日現在 協定締結・ 指定年月日	
		南陽園			
		第二南陽園			
		第三南陽園			
	1	浴風園	高井戸西1-12-1	平成18年3月30日	
	1	松風園		十八人10年3月30日	
		ケアハウス			
		本館、多目的ホール			
		認知症介護研究・研修東京センター			
入	2	上井草園	上井草3-33-10	平成20年3月28日	
所施	3	サンフレンズ善福寺	善福寺3-27-11	平成20年3月28日	
設等	4	杉並育成園すだちの里すぎなみ	今川2-14-12	平成20年3月28日	
守	5	さんじゅ阿佐谷	阿佐谷北1-2-1	平成21年3月19日	
	6	さんじゅ久我山	久我山3-47-16	平成21年3月19日	
	7	介護老人保健施設 シーダ・ウォーク	桃井3-4-9	平成22年1月21日	
	8	マイルドハート高円寺"ほのぼの"	高円寺北1-28-1	平成22年2月1日	
		マイルドハート高円寺"なでしこ"	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	9	ウェルファー	堀ノ内1-6-6	平成23年2月1日	
	10	ブース記念老人保健施設グレイス	和田1-40-15	平成23年2月1日	
	11	和泉サナホーム	和泉4-16-10	平成27年3月19日	
	1	 すぎのき生活園	井草3-18-14	平成25年3月25日	
/太	2	こすもす生活園	堀ノ内1-27-9	平成25年3月25日	
通所	3	なのはな生活園	宮前2-22-4	平成25年3月25日	
施設	4	こども発達センター	高井戸東1-18-5	平成25年3月25日	
	5	済美養護学校	堀ノ内1-19-25	平成26年4月1日	
	6	方南二丁目複合施設	方南2-6-28	平成27年3月19日	

杉 並 区 医 療 救 護 所 一 覧

1 医療救護所・災害拠点病院等

					医		療	救	護	所			言になたし、人力
		名	,	1	际			所	在 地		電話番号		所管センター
杉	=	小	医	療	救	護	所	成田西	§3 − 4 −	- 1	3313-056	4	
桃	_	小	医	療	救	護	所	桃	‡2-6-	- 1	3390-317	8	光炉 伊焼み いた
桃		小	医	療	救	護	所	荻 翁	€5−10-	-25	3392 - 672	8	荻窪保健センター 荻窪5-20-1
桃	三	小	医	療	救	護	所	西荻非	上2-10-	- 7	3399-313	5	
桃	五.	小	医	療	救	護	所	下井草	直4 −22-	- 4	3390-318	8	3391-0019
三	谷	小	医	療	救	護	所	上井草	直3 −14-	-12	3390-016	4	
高	三	小	医	療	救	護	所	下高井戸	₹4 −16-	-24	3302-018	1	高井戸保健センター
富	士!	見丘	中	医	療求	女 護	所	久 我 山	12-20-	- 1	3333-892	8	高井戸東 3 -20- 3
西	宮	中	医	療	救	護	所	宮 前	前5−1-	-25	3333-882	8	3334-4304
杉	_	小	医	療	救	護	所	阿佐谷非	上1-5-	-27	3338-836	7	
杉	+	小	医	療	救	護	所	和日	∃3-55-	-49	3313 - 136	4	
馬	橋	小	医	療	救	護	所	高円寺非	上4 —28-	- 5	3330 - 341	1	高円寺保健センター 高円寺南 3 -24-15
和	田	小	医	療	救	護	所	和日	∃2-30-	-21	3383 - 242	5	高円分削 3 - 24 - 15 3311 - 0116
方	南	小	医	療	救	護	所	方 南	可 1 一52-	-14	3322 - 766	1	3311-0110
杉	並和	泉	学園	医源	· 寮 救	護彦	í₩	和 身	艮2-17-	-14	3322-425	1	

[※] 平成27年4月~「和泉中医療救援所」から変更

杉 並 区 協 定 先 一 覧

種 別	番号	内容	協定先	締結年月日
食料	1	米穀類供給に関する協定	杉並米穀小売商組合連合会	平成8年3月1日
炊	2		東京都麺類協同組合杉並支部	
炊き出	3	炊き出し労務に関する協定	東京都麺類協同組合荻窪支部	平成8年3月1日
ľ	4		荻窪蕎麦商組合	
	5	医療救護活動に関する協定	(社)杉並区医師会	昭和51年10月5日
	6	歯科医療救護活動についての協定	(社)東京都杉並区歯科医師会	平成9年3月25日
	7	医療救護活動に関する協定	(社)杉並区薬剤師会	平成11年1月26日
	8	応急救護活動に関する協定	東京都接骨師会杉並支部	平成3年8月6日
	9	動物に関わる救護活動に関する協定	(社)東京都獣医師会杉並支部	平成14年12月9日
	10		医療法人財団荻窪病院	平成26年2月28日
	11		医療法人財団東京衛生病院	平成26年2月28日
	12		社会医療法人河北総合病院	平成26年2月28日
	13		医療法人社団樺島病院	平成26年2月28日
	14	緊急医療救護所の開設等に関する協 定	宗教法人救世軍ブース記念病院	平成26年2月28日
	15		山中病院	平成26年2月28日
屋	16		社団法人城西病院	平成26年2月28日
医療救	17		医療法人社団清川病院	平成26年2月28日
救護	18		社会福祉法人浴風会病院	平成26年2月28日
	19		ニューハート・ワタナベ国際病院	平成27年3月10日
	20		立正佼成会付属佼成病院	平成27年3月10日
	21	切力に関する物 <i>字</i>	荻窪病院 中央大学杉並高等高校	平成26年7月4日
	22	協力に関する協定	清川病院 杉並学院中学高等学校	平成27年1月15日
	23		アルフレッサ株式会社杉並・中野支店	平成26年4月15日
	24		(株)スズケン城西支店	平成26年4月15日
	25		(株)バイタルネット東京中央支店	平成26年4月15日
	26	医薬品等の調達業務に関する協定	(株)マルタケ西部営業所	平成26年4月15日
	27		(株)メディセオ杉並支店	平成26年4月15日
	28		岩渕薬品(株)荻窪営業所	平成26年4月15日
	29		酒井薬品(株)中野営業所	平成26年4月15日
	30		東邦薬品(株)杉並・中野営業所	平成26年4月15日
福	31		社会福祉法人浴風会	平成18年3月30日
福祉救援所	32	福祉救援所の開設及び運営に関する	社会福祉法人サンフレンズ	平成20年3月28日
援	33	協定	社会福祉法人東京都知的障害者育成会	平成20年3月28日

種別	番号	内容	協定先	締結年月日
	34		社会福祉法人杉樹会	平成21年3月19日
	35		医療法人財団河北総合病院	平成22年1月21日
	36		社会福祉法人鵜足津福祉会	平成22年2月1日
	37		社会福祉法人救世軍社会事業団	平成23年2月1日
	38		医療法人社団松永会	平成23年2月1日
水防	39	水防業務に関する協定	杉並土木災害防止協力会	平成23年10月12日
障害物質	40		杉並建設業協会	平成17年4月1日
音物除	41	障害物の除去に関する協定	杉並土木災害防止協会	平成17年4月1日
去	42		杉並造園環境改善災害防止協力会	平成18年12月11日
震災	43	災害時における震災救援所の応急点 検等に関する協定	一般社団法人杉並建設防災協議会	平成21年10月29日
震災救援所	44	災害時における震災救援所の運営等 に関する協定	杉並建物総合管理事業協同組合	平成23年3月29日
輸送	45	緊急輸送業務の協力に関する協定	(社)東京都トラック協会杉並支部	平成8年3月1日
燃	46	緊急車両用燃料等の供給に関する協 定	東京都石油商業組合杉並中野支部	平成23年3月23日
料	47	災害時におけるプロパンガスの供給 に関する協定	(社)東京都エルピーガス協会山ノ手支 部	平成23年3月23日
入浴	48	入浴の機会の提供等に関する協定	東京都公衆浴場商業協同組合杉並支部	平成8年5月1日
	49		㈱西原環境	平成17年12月6日
	50	1. 豆加畑 (陸土) 12. 間より物ウ	吉川商事㈱	平成17年12月6日
し	51	し尿処理(除去)に関する協定	環衛㈱	平成17年12月6日
尿	52		宗村荘三郎	平成17年12月6日
	53	下水道施設へのし尿搬入に関する覚 書	東京都下水道局西部第一下水道事務所	平成23年3月23日
理容	54	災害時における理容サービスに関す る協定	東京都理容生活衛生同業組合杉並 支部	平成21年11月25日
	55	寝具類の提供に関する協定	是供に関する協定 (有)安田商会	
	56	応急対策業務に関する協定	東京都畳工業協同組合杉並支部	平成8年3月1日
物資	57		サミット株式会社	平成20年2月1日
	58	災害時における応急物資の優先供給 等の協力に関する協定	杉並区商店会連合会	平成21年2月12日
	59	J. WAY ST DO / W WAYE	杉並区商店街振興組合連合会	平成21年2月12日

種別	番号	内容	協定失	締結年月日
用	60	東京中央農業協同組合の協力に関する協定	東京中央農業協同組合	平成12年2月1日
地	61	杉並区と郵便局の協力に関する協定	杉並郵便局、荻窪郵便局、杉並南郵便 局	平成10年12月15日
住宅	62	被災時における民間住宅の応急修繕 等に関する協定	杉並区小規模建設事業団体連絡会	平成23年12月27日
ボランテ	63	語学ボランティアの派遣に関する協 定	杉並区文化・交流協会	平成12年4月12日
アイア	64	災害時ボランティア活動に関する協 定	社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	平成18年3月1日
放送	65	ケーブルテレビ事業等に対する出資 に関する協定	(株)ジェイコム東京	平成11年5月11日
迗	66	災害情報の放送等に関する覚書	(株) ジェイコム東京	平成18年6月28日
塟	67	相等葬祭用品の供給等の協力に関す	全東京葬祭業連合会等	平成13年11月12日
葬祭	68	る協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	
	69	特別区災害時相互協力及び相互支援 に関する協定	特別区	平成8年2月16日
	70	災害時におけるホストコンピュータ の相互支援に関する協定	藤沢市	平成21年11月17日
	71		北海道名寄市	平成18年7月1日
	72		群馬県東吾妻町	平成18年10月10日
	73		新潟県小千谷市	平成16年5月12日
	74		福島県南相馬市	平成19年2月19日
	75	防災相互援助協定	東京都青梅市	平成23年8月28日
	76		東京都武蔵野市	平成23年12月20日
	77		福島県北塩原村	平成24年2月25日
	78		忍野村長	平成24年8月27日
	79		南伊豆町長	平成24年9月14日
	80	ヘリコプター緊急離発着場に関する 覚書	杉並消防署 荻窪消防署	平成19年4月27日
	81	非常通信の運用に関する協定	杉並消防署	平成20年3月31日
	82	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年6月28日
	83	消火栓等からの応急給水等の実施等 に関する覚書	東京都水道局長	平成25年7月9日
	84	震災時多機能型深層無限水利の管理 及び活用に係る協定	杉並消防署長	平成25年10月15日

